


政策4 ~いきいきと健康なまちづくり~

施策4-1 子育て支援の充実

施策のねらい（めざす姿）

子どもが健やかに育ち、子育てのよろこびを感じられるまちになっている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)
子育てしやすいまちになっていると思う保護者の割合 (%)	68.9	80.2	

市民アンケートで「筑後市は、子育てしやすい環境が整っていると思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した中学生以下の子どもを持つ保護者の割合です。

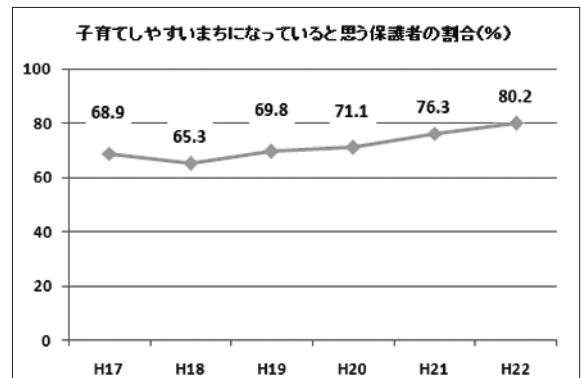
前期基本計画の取組結果

次世代を担う子どもたちが健やかに生み育てられる社会環境の整備に向け、「筑後市次世代育成支援行動計画（ちっご子育てみらいプラン）」に沿って子育て支援拠点施設の活動の充実、学童保育及び保育サービスの充実に取り組んできました。

平成20年7月に子育て支援拠点施設（おひさまハウス）がオープンし、就学前の子どもを持つ親に対する子育て支援事業を充実させました。また、平成23年度までに、市内全11小学校区中10小学校区で学童保育所が開所されました。

施策の成果指標である「子育てしやすいまちになっていると思う保護者の割合」は、平成17年度の68.9%から平成22年度は80.2%と11.3ポイント増加しました。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



後期基本計画の課題と方向性

核家族の増加や都市化による子育ての孤立化や育児不安を解消し、また児童虐待を防ぐため、今後も子育て支援拠点施設の活動の拡充や地域子育てサロン、ちくごファミリー・サポート・センター事業などの地域や市民の活力を活かした子育て支援を進めていきます。

また、共働き世帯の増加や就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、一時保育・休日保育等の保育サービスを拡充します。学童保育所については、未設置校区での早期開所、大規模学童保育所の分割、適正な保育スペースの確保、施設の老朽化への対応など計画的な施設整備を行います。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 地域の子育て支援サービスの充実（4-1-1）

●ねらい（めざす姿）

子育ての悩みや不安を取り除き、地域が子育てしやすい環境になっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
子育てに悩みや不安のある親の割合（%）	29.9	➡	市民 地域 事業者 行政
子育てについて相談できる相手がいる保護者の割合（%）	—	➡	

2 保育サービス・幼児教育の充実（4-1-2）

●ねらい（めざす姿）

保育園、幼稚園などのサービスが充実することで、安心して働きながら子育てができる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
保育所待機者数（人）	0	0	市民 地域 事業者 行政
学童保育所入所者数（人）	382	500	
ちくごファミリー・サポート・センター援助活動の需要対応率（%）	100.0	100.0	
延長保育・一時保育・休日保育・病児保育の利用延べ人数（人）	17,976	—	

3 児童虐待防止対策の充実（4-1-3）

●ねらい（めざす姿）

児童虐待の早期発見に努め、また相談機能などを充実し、児童虐待が防止されることで、子どもの人権が守られ健やかに生活できる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
児童虐待件数（新規実人数）（人）	1	—	市民 地域 行政

4 ひとり親世帯への各種支援（4-1-4）

●ねらい（めざす姿）

経済面や生活面で支援を行うことで、子育てを安心して継続することができる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
ひとり親家庭への各種支援の延べ利用者数（人）	530	—	行政

政策4 ～いきいきと健康なまちづくり～

施策4-2 健康づくりの推進

施策のねらい（めざす姿）

年代に応じた健康づくりを推進して、健康寿命が延びている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値	現状値	後期目標値 (平成28年度)	
健康寿命※1 (男)(歳)	76.0 (平成16年度)	77.0 (平成21年度)	78.0	福岡県の保健環境研究所が採用している健康寿命計算式により算出した数値です。
健康寿命 (女)(歳)	80.9 (平成16年度)	80.4 (平成21年度)	82.0	
40歳～59歳までの死亡者の割合(%)	0.28 (平成17年度)	0.24 (平成22年度)	0.20	
3大死因※2の死亡者数(10万人あたり)(人)	—	444.8 (平成22年度)	400.0	

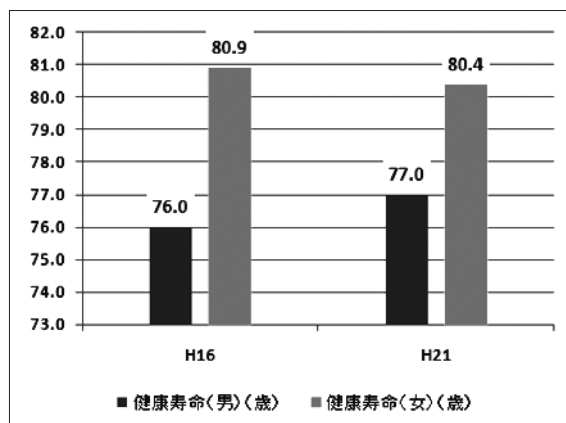
前期基本計画の取組結果

すべての市民が健康で心豊かに生活できる社会をめざし、健康診断などを通じた疾病の早期発見、生活習慣病の予防などのための健康づくり活動を推進しました。また、親子が心身共に健康に過ごせるよう妊産婦・乳幼児健診を実施してきました。

平成22年度からは、市全体での健康づくり施策として、地域や職場などでのラジオ体操の実施を推進しています。

施策の成果指標である「健康寿命」は、平成16年度では、女性80.9歳、男性76.0歳であったものが、平成21年度では、女性は80.4歳と微減し、男性は77歳と延びています。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



※健康寿命は5年ごとに算出されます。

後期基本計画の課題と方向性

健康で心豊かに生活できる社会をつくるためには、これからも健康づくりを推進していく必要があります。

後期基本計画でも、健全な生活習慣に関する啓発・支援を行うことにより、生活習慣病の予防・悪化防止を図るとともに、病気の早期発見・早期治療のために、検診の受診率の向上に努めます。

また、乳幼児期からの正しい生活習慣習得のために、保護者を通じて、正しい食習慣や生活習慣へ向けた意識形成や取り組みができるように支援を行っていきます。団塊の世代の高齢化が進展することから、要支援や要介護状態になるのを防ぐための高齢期の健康づくりを進めます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

健康増進事業の推進（4-2-1）

●ねらい（めざす姿）

健康増進事業の推進により、市民の健康増進に関する意識の高まり、健康づくりに取り組む市民が増える。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
健全な生活習慣をもつ人の割合（0歳～中学生以下）（%）	50.9	➡	市民 医療機関 行政
健全な生活習慣をもつ人の割合（成人）（%）	82.3	➡	

2

疾病の早期発見・早期治療の充実（4-2-2）

●ねらい（めざす姿）

疾病を早期に発見・予防、治療できる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
1年に1回健康診断を受けている市民割合（%）	69.5	➡	市民 医療機関 行政
1年に1回がん検診を受けている市民割合（%）	—	➡	
一人あたり一般医療費（円）	345,078	390,000	国民健康 保険被保険者 行政
一人あたり退職者医療費（円）	396,392	420,000	

3

母子保健の充実（4-2-3）

●ねらい（めざす姿）

母子ともに健やかに生み育ち、健康の管理ができています。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
妊娠、出産時の状況に対し、満足している母親の割合（%）	94.0	96.0	市民 医療機関 行政
乳幼児健康診査での要精密検査受診率（%）	72.2	80.0	
乳幼児健康診断の未受診率（%）	2.3	2.0	
学校健康診断での要精密検査受診率（%）	94.8	95.0	
乳幼児の平均予防接種率（%）	92.2	94.0	

4

高齢期の健康維持と介護予防の推進（4-2-4）

●ねらい（めざす姿）

高齢者（65歳以上）が、健康維持、介護予防に努め、健康状態を悪化させないようにしている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
健康維持に気をつけた生活習慣をもつ高齢者の割合（％）	62.8	➡	市民 医療機関 行政

5

安全安心な医療体制の充実（4-2-5）

●ねらい（めざす姿）

病院と診療所間の連携が強化され、市民がいつでも安心して医療を受けられるようになっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
筑後市及びその周辺の診療所や病院施設に関する充足度（％）	94.7	➡	医療機関 行政
市立病院について満足している市民の割合（％）	64.3	➡	



用語解説

- ※1 **健康寿命** 健康寿命とは、一人ひとりが生きている長さの中で、元気で活動的に暮らすことができる長さのことをいいます。現在では、単に寿命の延伸だけでなく、この健康寿命をいかに延ばすかが大きな課題であり、生活習慣病の予防が大きな鍵となっています。
- ※2 **3大死因** 現在、日本人の3大死因として挙げられているのは、悪性新生物（がん）・心疾患・脳血管疾患という3つの疾患です。これらの疾患は、毎日の食事や睡眠、運動不足などの生活習慣の積み重ねによって起こります。

政策4 ～いきいきと健康なまちづくり～

施策4-3 高齢者福祉の充実

施策のねらい（めざす姿）

自立した元気な高齢者が増えている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
85歳以上の自立高齢者の割合（％）	46.0	47.9	48.0	85歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない人の割合です。
要介護認定※1を受けていない人の割合（％）	83.7	84.2	85.0	65歳以上の高齢者のうち要介護認定を受けていない人の割合です。

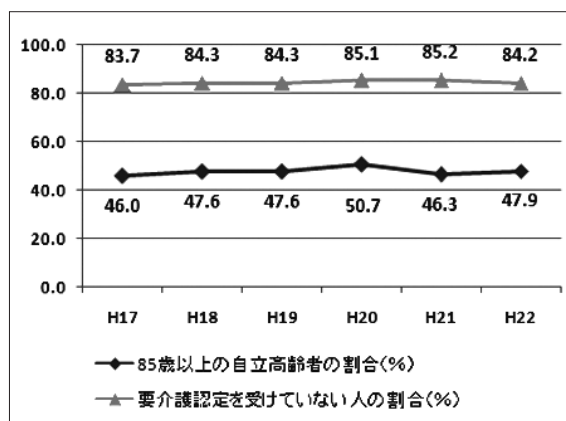
前期基本計画の取組結果

高齢者がいきいきと健康で生活でき、介護が必要な状態にならないために、デイサービス事業や健康トレーニング事業などの様々な介護予防事業を実施してきました。

その結果、施策の成果指標である「要介護認定を受けていない人の割合」は、平成17年度の83.7%が平成22年度84.2%と順調に推移しました。また、「85歳以上の自立高齢者の割合」も、同じように順調に推移しました。

介護保険制度については、介護サービス※2の認知度が上がり、利用者が増えてきました。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



後期基本計画の課題と方向性

高齢者の増加や要介護度の重度化等により、介護保険財政はひっ迫しています。正しい制度理解のための広報活動や介護給付適正化事業を強化するとともに、要介護状態への移行、要介護度の重度化を予防する取り組みを進めます。

高齢者の権利擁護※3（虐待防止・成年後見制度等）に関する相談について、今後も地域や事業所などへの啓発を強化し、高齢者の権利が侵されない安心・安全な社会の構築を図ります。それとともに、住み慣れた地域で暮らすことができるよう、自立した生活を継続するために必要な在宅福祉サービス※4を提供します。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 介護保険制度の充実（4-3-1）

●ねらい（めざす姿）

高齢者が介護の必要な状態になっても、家庭や施設で安心して生活できるとともに、自立状態への復帰が促されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
介護サービスの満足度（%）	92.1	➡	事業者 行政
要介護認定者のうち、在宅サービスを利用している者の割合（%）	65.4	70.0	
要介護認定者のうち、認定結果が前回と同じか軽くなった者の割合（%）	63.6	65.0	

2 介護予防事業の充実（4-3-2）

●ねらい（めざす姿）

介護予防の取り組みを地域に広げ、高齢者が要介護・要支援状態となることや状態が悪化するのを防止し、自立した生活ができるようになっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
介護予防活動※5をしている65歳以上の高齢者の割合（%）	—	➡	市民 地域 事業者 行政
介護予防事業のサービスを受けている人が要介護状態になった割合（%）	3.8	7.0	

3 高齢者の相談・支援体制の充実（4-3-3）

●ねらい（めざす姿）

相談体制の充実と適切かつ迅速な支援により、高齢者が安心した生活が継続できるようになっている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
高齢者に関する相談件数（件）	2,855	3,000	事業者 行政
高齢者の権利擁護の相談件数	31	50	

4 在宅生活支援の充実（4-3-4）

●ねらい（めざす姿）

適切な在宅福祉サービスを提供することで、高齢者が在宅で安心し、自立した生活を継続できている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
65歳以上の市民のうち在宅生活者の割合（%）	96.8	96.5	市民 地域 事業者 行政
在宅福祉サービス延べ利用者数（人）	306	325	

5

生きがいくりと社会参加の推進（4-3-5）

●ねらい（めざす姿）

地域との交流や社会参加を促進することで、高齢者が生きがいを持っていきいきと生活している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
生きがいを持っている高齢者の割合（%）	80.9	➡	市民 地域 行政
社会参加をしている高齢者の割合（%）	41.2	➡	



用語解説

- ※ 1 **要介護認定** 日常生活を送るうえで介護や支援が必要か、必要とすればどの程度必要かを認定します。
要支援1、要支援2、要介護1、要介護2、要介護3、要介護4、要介護5の7つの区分があります。
- ※ 2 **介護サービス** 介護保険で利用できるサービスのことで、大きく分けて訪問介護や通所介護等の在宅サービスと、介護老人福祉施設等に入所する施設サービスの2つがあります。
- ※ 3 **高齢者の権利擁護** 高齢者の尊厳ある生活を保障するため、虐待防止に向けた施策や成年後見制度等の諸施策を活用して高齢者の権利を守ります。
- ※ 4 **在宅福祉サービス** 高齢者が自宅で、安心して自立した生活を送るためのサービスで、緊急通報装置貸与事業や配食サービス等を行っています。
- ※ 5 **介護予防活動** 高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、要介護・要支援状態となることの予防や悪化の防止を目的に行う運動です。

政策4 ～いきいきと健康なまちづくり～

施策4-4 障害児・者福祉の充実

施策のねらい（めざす姿）

障害児・者が支障を感じることなく生活し、行動範囲が広がり社会参加している。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成23年度)	後期目標値 (平成28年度)	
生活上の支障軽減や社会参加のための障害福祉サービス※1の適正度(%)	46.8	42.7		65歳未満の障害児・者へのアンケート（児童の場合は保護者に聞く）で「筑後市の障害児・者福祉サービスは充実していると思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した人の割合です。
昨年より行動範囲が広がった65歳未満の障害児・者の割合(%)	34.1	36.1		65歳未満の障害児・者へのアンケートで「昨年より行動範囲は広がったと思いますか」という質問に、「思う」「やや思う」と回答した人の割合です。

前期基本計画の取組結果

平成18年に障害者自立支援法が施行され、身体障害、知的障害、精神障害の3障害の福祉サービスを一元化し、利用者負担が応益負担※2となりました。また障害福祉サービスの内容も見直され、「保護から自立支援」へと大きく変わりました。

また、市独自の施策として、平成23年度から重度障害者タクシー利用助成事業や、障害者の雇用・就労の場の確保のために公園管理業務の運営委託や市役所の総合案内窓口業務への雇用などに取り組みました。

障害福祉サービスの利用者数は増加したものの、「障害福祉サービスは充実している」と感じている人の割合は、ほぼ横ばいで推移しました。

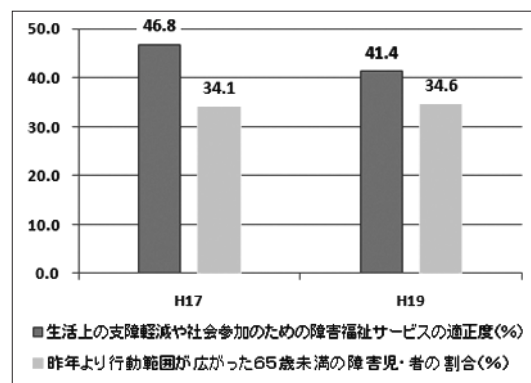
後期基本計画の課題と方向性

障害者自立支援法の施行後、度重なる制度改正が行われ、障害福祉サービスは複雑化しています。

また、平成24年10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されます。あわせて、改正障害者自立支援法が、平成23年10月、翌年4月と相次いで施行されるとともに、平成25年には新法への移行も予定されており、障害児・者施策への市の役割はますます拡大し、その責務も大きくなります。

このように目まぐるしい変化のなかで、障害児・者が安心して生活できるよう、関係機関と連携を図りながら相談支援事業の充実や就労支援の強化をめざしていきます。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

障害児・者福祉サービスの推進（4-4-1）

●ねらい（めざす姿）

- ・適切な介護サービスを提供することで、障害児・者が家庭や施設で安心して生活ができるようになっている。
- ・適切な訓練サービスを提供することで、障害児・者が地域生活に移行できるようになっている。
- ・障害児・者が気軽に相談できる相談体制が整っている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
自立支援給付事業の延べ利用者数（人）	5,217	—	事業者 関係団体 行政
地域生活支援事業の延べ利用者数（人）	4,195	—	

2

社会参加の促進（4-4-2）

●ねらい（めざす姿）

手話通訳などのサービスを提供することで、障害児・者が積極的に社会参加している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
働いている障害者の割合（％）	27.9	➡	市民 事業者 関係団体 行政
障害児・者と交流をしている市民の割合（％）	10.4	➡	



用語解説

- ※1 **障害福祉サービス** 障害者自立支援法で定める各種サービスです。主なサービスには、ホームヘルプ、重度訪問介護など訪問による日常生活のサービス、施設入所やケアホーム、グループホームなど住まいの場のサービス、日中活動の場としての創作的活動、または生産活動の機会の提供や就労に向けた訓練を行うサービスなどがあります。
- ※2 **応益負担** 受けた利益に応じたものを負担することです。医療・介護・福祉サービスの分野では、所得に関係なく受けたサービスの内容に応じて対価を支払うことを意味します。障害者自立支援法での応益負担は、原則1割とされています。

政策4 ～いきいきと健康なまちづくり～

施策4-5 低所得者福祉の充実

施策のねらい（めざす姿）

生活に困窮している低所得者が、経済的支援などを受けることで生活を維持し、自立が促進されている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 (平成17年度)	現状値 (平成22年度)	後期目標値 (平成28年度)	
就労可能な保護世帯で自立した世帯の割合(%)	78.9	55.6	→	就職や就労による収入増または社会保障給付金などの増額により生活保護が廃止された世帯の割合です。

前期基本計画の取組結果

平成20年のリーマンショック以降の景気低迷を受けて、就労収入の減少により生活保護率※1は増加してきました。平成22年度から就労支援員を配置し、生活保護世帯の自立を促していますが、生活保護世帯の高齢化や有効求人倍率が低い状態が続いており、自立した世帯数は伸びていません。

市営住宅については、低所得世帯の増加により需要が増加したことや、老朽化した団地を廃止、統合して建替を行ったことにより、入居率は平成17年度の89.6%が平成22年度には94.7%に増加しました。

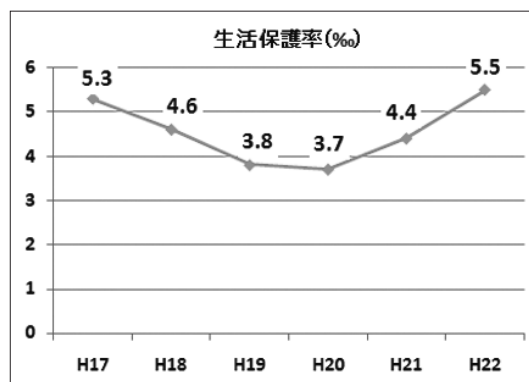
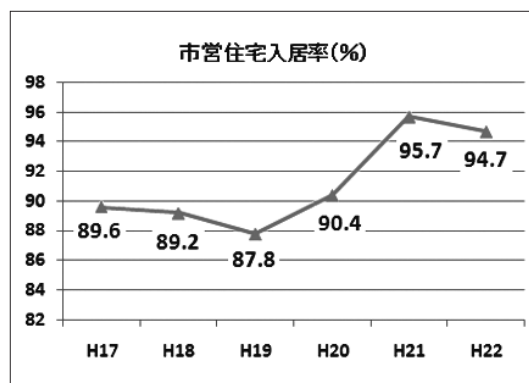
後期基本計画の課題と方向性

近年の不景気に伴う有効求人倍率の低迷に加え、東日本大震災による景気への影響もあり、新規就労者数や就労収入の増加に大きな期待はできません。また、生活保護世帯の多くは高齢者世帯であり、収入の増加等が期待できず、生活保護は長期化しています。高齢化が進展することで、更なる高齢者保護世帯の増加が見込まれます。

今後も就労支援員によるハローワークからの情報収集や就労可能な生活保護世帯との個別の相談を行い、就労までのきめ細やかな支援に取り組みます。

市営住宅については、「筑後市営住宅長寿命化計画」に基づき、計画的な改修を行います。また、耐用年数を超過した住宅については、計画的に建て替えを行うなど、住みよい環境を整備していきます。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



基本事業（施策の成果を上げる手段）

1

生活困窮者の自立支援（4-5-1）

●ねらい（めざす姿）

生活保護法に基づき、生活困窮者の最低限度の生活が保障されるとともに、自立が促されている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
生活保護率（‰）	5.5	—	行政
自立した世帯数（世帯）	15	15	

2

市営住宅の整備（4-5-2）

●ねらい（めざす姿）

市営住宅を適切に整備、維持管理することで、低所得者等が安心して生活できる。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
市営住宅入居率（％）	94.7	96.0	行政
市営住宅の維持管理上の苦情件数（件）	27	24	
耐用年数を経過している市営住宅の割合（％）	12.3	3.0	



用語解説

※1 生活保護率（‰） 筑後市の人口千人当たりの生活保護受給者の割合です。（単位の‰ [パーミル] は千分率のことです。）


政策4 ～いきいきと健康なまちづくり～

施策4-6 地域福祉体制の整備

施策のねらい（めざす姿）

福祉の担い手が育ち、福祉サービスを必要とする人が、適切なサービスを利用できている。

施策の成果指標（事業に取り組んだ成果をはかるための指標）

	基準値 （平成17年度）	現状値 （平成22年度）	後期目標値 （平成28年度）
地域での福祉活動で支え合っていると思う市民の割合（%）	30.1	30.7	

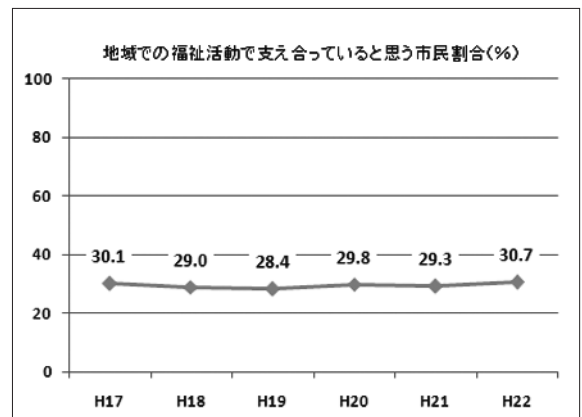
市民アンケートで「地域での福祉活動で支え合っていると思いますか」という質問に「できている」「できているほうである」と回答した人の割合です。

前期基本計画の取組結果

地域福祉の充実に向けて、地域で支え合う仕組み・体制づくりを進めるため、民生委員児童委員活動の支援、社会福祉協議会や地域福祉活動団体等の活動支援に取り組んできました。

施策の成果指標である「地域での福祉活動で支え合っていると思う市民の割合」は平成17年度30.1%が平成22年度30.7%と横ばいです。民生委員児童委員や社会福祉協議会の活動は活発化しており、福祉ボランティアやNPO法人の団体数や構成員数は増加していますが、地域福祉活動にサービスを提供する側として参加している市民の割合は、平成22年度で13.1%と低い状態です。これらのことから地域で支え合う仕組み・体制づくりがまだ十分に進んでいるとは言えません。

◆◆◆ 前期基本計画の施策の成果指標推移 ◆◆◆



後期基本計画の課題と方向性

今後、支援を必要とする高齢世帯の増加が見込まれ、また子育て支援策の一層の充実が求められる中で、民生委員児童委員や社会福祉協議会の役割もますます重要になってきます。そのため、地域のコミュニティ等を活用して地域で民生委員児童委員を支援する体制づくりを進める必要があります。

地域福祉の充実のためには民生委員児童委員や社会福祉協議会の活動の活発化はもちろんですが、ニーズの多様化に伴い適切なサービスの提供が求められているため、サービスの担い手（個人、ボランティアやNPO法人）の育成を図ることも課題です。多くの人が地域福祉活動に関わるためにも、地域住民、社会福祉協議会、行政などが連携し地域の中で支え合う仕組み・体制づくりを進めていきます。

基本事業（施策の成果を上げる手段）

1 民生委員児童委員活動の支援（4-6-1）

●ねらい（めざす姿）

人材の発掘や育成により、民生委員児童委員の活動が活発化している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
民生委員児童委員の一人あたり年間活動日数（日）	193	190	市民 関係団体 行政
民生委員児童委員制度を知っている市民の割合（%）	66.3	➡	

2 社会福祉協議会や市域社会福祉団体などの活動支援（4-6-2）

●ねらい（めざす姿）

社会福祉協議会やNPO法人、ボランティア団体などの地域福祉活動が充実し、地域福祉の推進が図られている。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
社会福祉協議会が地域福祉の推進に果たす機能について満足している市民の割合（%）	89.3	➡	市民 関係団体 行政
校区福祉会※1等、地域で運営しているデイサービスの数（件）	57	63	
福祉ボランティア団体、NPO法人数（団体）	9	10	
福祉ボランティア団体、NPO法人の構成員数（人）	712	800	

3 地域福祉の市民の担い手づくり（4-6-3）

●ねらい（めざす姿）

市民が積極的に地域福祉にかかわり、サービスの担い手が増加している。

	現状値（平成22年度）	後期目標値（平成28年度）	担い手
地域福祉活動に参加している市民の割合（%）	13.1	➡	市民 地域 行政



用語解説

※1 **校区福祉会** 福祉のまちづくりを住民主体ですすめるという考え方のもと、社会福祉協議会が小学校単位で設置している組織です。校区内における福祉活動の推進、向上を図るために、情報交換や交流、地域福祉に関する研究などを行います。行政区長、民生委員児童委員、福祉員などを中心に構成されています。